

人事行政の運営等の状況について

- 1 任免及び職員数に関する状況
- 2 給与の状況
- 3 勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 分限及び懲戒処分の状況
- 5 サービスの状況
- 6 研修及び勤務成績の評定の状況
- 7 福祉及び利益の保護の状況
- 8 公平委員会の業務の状況

四日市市

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数

(単位：人)

平成 16 年度 (平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日)	
職種	採用者数 (うち女性)
事務(一般)	6 (3)
事務(民間)	3 (1)
事務(身障)	1 (1)
言語聴覚士	1 (0)
保育士	4 (4)
消防士	8 (1)
幼稚園教員	2 (2)
労務(調理員)	8 (8)
医師	7 (1)
看護師	31 (31)

平成 17 年度 (平成 17 年 4 月 1 日採用)	
職種	採用者数 (うち女性)
保育士	6 (6)
消防士	13 (1)
幼稚園教員	3 (3)
労務(調理員)	10 (8)
医師	9 (1)
看護師	41 (39)
助産師	2 (2)
医療技術	5 (2)

1. 楠町との合併により平成17年2月7日付けで97人(46人)を任用しました。
2. 採用退職とともに、派遣等による出入りは除きます。

(2) 再任用の状況(平成17年4月1日現在)

(単位：人)

区分	フルタイム勤務	短時間勤務	合計
市長部局	-	33	33
教育委員会	-	7	7
消防本部	-	2	2
上下水道局	-	12	12
市立四日市病院	-	0	0
合計	-	54	54

(3) 退職者数(平成16年4月1日～平成17年3月31日)

(単位：人)

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職ほか	合計
市長部局	43	20	16	79
教育委員会	6	6	5	17
消防本部	7	2	4	13
水道局	11	2	1	14
市立四日市病院	4	11	37	52
合計	71	41	63	175

(4)部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

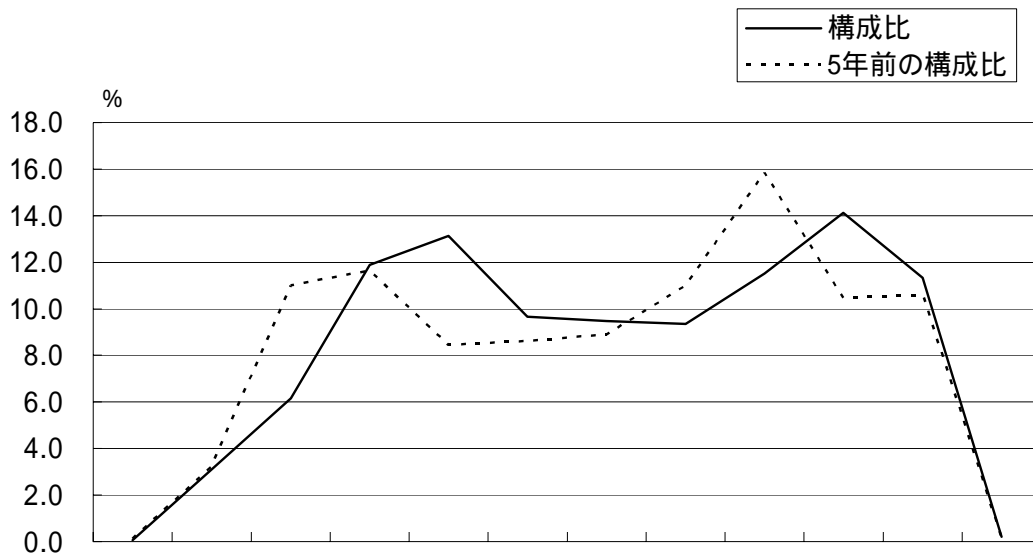
(単位:人)

区	分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 17 年	平成 16 年		
一般行 政部門	議会	16	15	1	楠町との合併による増 国際交流・中核市推進、生活保護・障害 者数の増加による増 業務の見直し・効率化、機構改革による 業務移管、地域マネージャー制度開始、 清掃事業所の欠員不補充などによる減
	総務	325	307	18	
	税務	91	91	0	
	民生	461	446	15	
	衛生	187	185	2	
	労働	5	5	0	
	農林水産	40	44	4	
	商工	23	24	1	
	土木	193	181	12	
	小計	1,341	1,298	43	
特別行 政部門	教育	301	316	15	市民文化・人権同和部門の移管による減
	消防	290	290	0	
	小計	591	606	15	
公営企 業等会 計部門	病院	676	668	8	医師、医療技術者の充実による増
	水道	123	148	25	上下水道統合による見直し減
	下水道	109	103	6	上下水道統合による見直し増
	その他	70	68	2	介護保険業務の増
	小計	978	987	9	
合	計	2,910 (2,999)	2,891 (2,969)	19 (30)	

(総務省地方公共団体定員管理調査による)

1. 職員数は一般職に属する職員です。(教育長含む)
2. ()内は、条例定数の合計です。

(5)年齢別職員構成の状況（平成17年4月1日現在）



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳	23歳	24歳	27歳	28歳	31歳	32歳	35歳	36歳	39歳	40歳	43歳	44歳	47歳	48歳	51歳	52歳	55歳	56歳	59歳	60歳以上	計
職員数	2	90	179	346	382	281	276	272	335	411	330	6	2,910										

(6)定員適正化の状況

本市においては、平成10年9月に新・四日市市行財政改革大綱を策定して以来、2次に渡る実施計画に取り組み、人員削減については、平成10年度から12年度で130人、平成13年度から15年度で210人の定数削減を実施しました。その後も、平成16年3月に策定した行政経営戦略プランにおいて、人件費総額の抑制と、各年度2%、3ヵ年で180人以上の定数削減を目標に掲げ、平成16、17年度で175人（市町村合併による増を除く）の削減を行い、結果、合併の影響を除くと平成9年度比で515人の減となっています。

このように本市は、これまで全国平均を上回る速度（過去5年間の削減率 全国平均4.8%、四日市市9.7%）で職員定数の削減を進めてきましたが、今後も、厳しい財政状況のもと簡素で効率的な行政の確立を図るため、現在策定中の「集中改革プラン」において数値目標を明示するとともに、引き続き定員の適正化を進めていきます。

(7)身体障害者の任用状況（平成17年6月1日現在）

	市長部局	教育委員会	上下水道局	市立四日市病院
身体障害者雇用者数（人）	21	6	3	4
雇用率（%）	2.18	2.19	2.21	1.57

(8)女性職員の登用状況（平成17年4月1日現在）

	管理職			女性管理職の内訳		
	総数 (人)	うち女性 (人)	女性の割合 (%)	部長級 (人)	次長級 (人)	課長級 (人)
市長部局ほか	243	19	7.8	0	1	18
教育委員会	30	5	16.7	0	0	5
消防本部	22	0	0.0	0	0	0
上下水道局	26	0	0.0	0	0	0
市立四日市病院	97	27	27.8	3	1	23
合計	418	51	12.2	3	2	46

2 給与の状況
総括

(1)人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 15年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
16年度	301,116	94,669,809	1,184,592	19,349,849	20.4	20.4

(注) 1 決算額は旧楠町を含む。

(2)職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり給与費 B / A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
17年度	1,950	8,797,160	1,718,062	3,494,048	14,009,270	7,184

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3)ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

平成16年度 102.2 平成11年度（5年前） 104.6

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成17年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.1歳	381,706円	480,186円
技能労務職	46.2歳	342,807円	394,256円
国	41.0歳	329,728円	-

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

区分		四日市市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	177,400円	198,600円	170,700円	184,400円
	高校卒	148,500円	170,700円	138,800円	148,500円
技能労務職	22歳以上 24歳未満	164,000円	184,400円	-	-
	18歳以上 20歳未満	148,500円	170,700円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成17年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	286,068円	349,253円	402,327円
	高校卒	243,414円	307,940円	338,700円
技能労務職		285,160円	対象者なし	382,300円

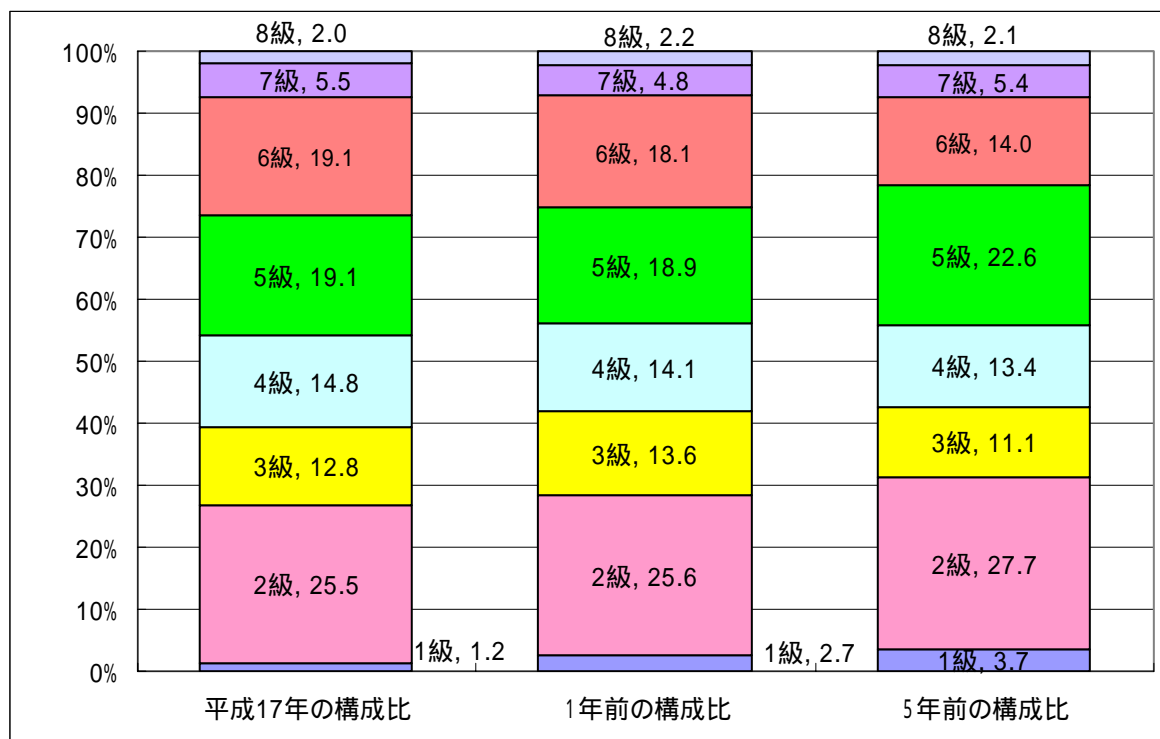
一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成17年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	事務試補、主事補	人	%
	技術試補、技師補	11	1.2
2 級	主事	人	%
	技師	240	25.5
3 級	係長	人	%
	主幹	120	12.8

4 級	困難な業務を分掌する係長 困難な業務を分掌する主幹	人 139	% 14.8
5 級	課長補佐 課付主幹	人 180	% 19.1
6 級	課長 副参事	人 180	% 19.1
7 級	次長 参事	人 52	% 5.5
8 級	部長 理事	人 19	% 2.0
合 計		人 941	% 100.0

(注) 1 四日市市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給期間短縮の状況 (全職種)

区 分		全 職 種
16年度	職 員 数 (人)	A 2,891人
	普通昇給期間 (12~24月) を短縮して昇給した職員数 (人)	B 329人
	比 率 (%)	B / A 11.4%

職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（平成17年4月1日現在）

四日市市		国	
期末手当 3.00月分 (1.60)月分 (加算措置の状況)	勤勉手当 1.40月分 (0.70)月分 (加算措置の状況)	期末手当 3.00月分 (1.60)月分 (加算措置の状況)	勤勉手当 1.40月分 (0.70)月分 (加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成17年4月1日現在）

四日市市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.000月分	27.300月分	勤続20年	21.000月分	27.300月分
勤続25年	33.750月分	42.120月分	勤続25年	33.750月分	42.120月分
勤続35年	47.500月分	59.280月分	勤続35年	47.500月分	59.280月分
最高限度額	60.000月分	59.280月分	最高限度額	60.000月分	59.280月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置		2～20%	・定年前早期退職特例措置		2～20%
・定年前早期退職者特別昇給		1～3号給			
1人当たり平均支給額	5,263千円	25,565千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 調整手当（平成17年4月1日現在）

支給実績（16年度決算）		2,524千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）		420,732円	
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	12%	6人	12%

(4) 特殊勤務手当（平成17年4月1日現在）

支給実績（16年度決算）	277,899千円
支給職員1人当たり平均 支給年額（16年度決算）	224,837円
職員全体に占める手当 支給職員の割合（16年度）	40.7%
手当の種類（手当数）	23

代表的な手当の名称	滞納整理業務手当 環境業務従事手当 用地交渉手当 診療放射線取扱・感染危険手当（病院）
-----------	--

(5) 時間外勤務手当

支給実績（16年度決算）	1,602,787千円
職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）	560千円
支給実績（15年度決算）	1,585,093千円
職員1人当たり平均支給年額（15年度決算）	554千円

(6) 扶養手当、住居手当、通勤手当（平成17年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（16年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）
扶養手当	配偶者 13,500円 一人目まで 配偶者扶養 6,000円 配偶者非扶養 6,500円 配偶者なし 11,000円 二人目まで 6,000円 三人目以降 5,000円 特定期間加算 5,000円	同		316,492千円	230,512円
住居手当	借家、借間 5,000円を超える額、限度額27,000円 自宅 5,000円	異	借家、借間 借家、借間 5,000円を超える額12,000円を超える額 自宅 2,500円	178,026千円	110,782円
通勤手当	交通機関 限度額 55,000円 交通用具 限度額 60km以上24,500円	同		254,220千円	93,912円

特別職の報酬等の状況（平成17年4月1日現在）

区 分		給料月額等	期末手当
給料	市長	1,103,000円	6月期 1.60月分
	助役	905,000円	12月期 1.70月分
	収入役	795,000円	計 3.30月分

報酬	議長	長	693,000円	6月期	1.60月分
	副議長	長	631,000円	12月期	1.70月分
	議	員	591,000円	計	3.30月分
退職手当	市長 助役 収入役		(算定方式) 給料月額(退職時) × 在職月数 × 50 / 100 給料月額(退職時) × 在職月数 × 40 / 100 給料月額(退職時) × 在職月数 × 30 / 100 (支給時期) 任期ごと		

3. 勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間、休憩時間及び休憩時間は、原則次のように割り振られています。

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休憩時間
40時間	8:30	17:15	12:00 ~ 12:45	10:15 ~ 10:30 15:00 ~ 15:15

公務運営上の事情により、特別な勤務時間の割振りを行う必要がある場合には、所属長が任命権者の承認を受けて勤務時間を変更することができます。

勤務時間の変更の類型には次のようなものがあります。

ズレ勤・・・勤務時間の長さを変更せず、時間帯をずらした勤務

交代勤務・・・あらかじめ一定の形に割り振られた複数の正規の勤務時間を規則的な周期で定型的に繰り返す勤務

(2) 休暇制度の概要

区分	種類	内容
年次有給休暇		1年度20日
病気休暇		必要な期間(9月以内)
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	その都度必要な期間
	証人等としての裁判所等へ出頭	
	骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	
	ボランティア休暇	1年度5日以内
	結婚休暇	7日以内
	産前・産後休暇	産前・産後8週間(多産は産前14週間)
	育児時間	1日2回各30分以内(生後1年以内)
	配偶者の出産(出産補助休暇)	出産のための入院日から出産後14日以内の期間で3日以内

	忌引	配偶者10日、父母7日、子7日、兄弟姉妹5日など
	公務上の負傷、疾病、通勤災害	治療に必要な期間
	災害等による出勤困難	その都度必要な期間
	生理休暇	2日以内(1周期につき)
	妊娠障害(つわり等)	9日以内
	子の看護休暇	1年度5日以内
	夏期休暇	6日以内
介護休暇	配偶者等の介護(無給)	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の範囲内の必要な期間
組合休暇	職員団体の活動への従事(無給)	1暦年30日を超えない日数

(3)年次有給休暇の取得状況(平成16年4月1日～平成17年3月31日)

職員には1年度(年度付与に平成17年度より変更)あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年度に繰り越すことができます。平成16年度の職員一人あたりの平均取得日数は11日6時間です。

(4)育児休業の取得状況(平成16年4月1日～平成17年3月31日)

(単位:人)

	市長部局 ほか		教育		消防		水道		病院		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業の取得人数		65		14		1				38		118
部分休業の取得人数		9		1								10

(5)介護休業の取得状況(平成16年4月1日～平成17年3月31日)

(単位:人)

	市長部局 ほか		教育		消防		水道		病院		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
介護休業の取得人数		2		2						2		6

4 . 分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任および休職があります。

平成16年度の分限処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

		免職	降任	休職	合計
市長部局	心身の故障の場合	0(0)	0(0)	15(5)	15(5)
教育委員会	心身の故障の場合	0(0)	0(0)	2(2)	2(2)
水道局	心身の故障の場合	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)
合計		0(0)	0(0)	18(8)	18(8)

()内は実人数です。

(2)懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給および戒告があります。

市民のみなさんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

平成16年度の懲戒処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

		免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局	法令に違反した場合	0	0	0	1	1
合計		0	0	0	1	1

5 服務の状況

(1)職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

研修に参加する場合や厚生に関する計画の実施に参加する場合などには、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

(2)営利企業等への従事状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

平成17年4月1日現在の許可状況は以下のとおりです。

区 分	人数	主な事業内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ねている者	3	市出資法人の役員等
自ら営利を目的とする私企業を営んでいる者	9	不動産等賃貸

(3)四日市市職員倫理規程

市民のみなさんにより積極的に市政に参加していただけるようにするためには、職員に対する信頼を獲得する必要があります。

この実現に向けて、より一層信頼される四日市市職員として倫理を確保するため、平成11年12月に「四日市市職員倫理規程」を定めました。

職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者でないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

職員は、自らの行動が公務に対する信頼に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、その職務及び地位を自ら又は自らの属する組織のための私的な利益のために用いてはならない。

職員は、自己の職務の執行に当たり利益を得るもの又は地位その他の客観的な事情から当該職員が事実上影響を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務の執行に当たり利益を得るもの（以下「利害関係者」という。）との接触に当たっては、市民の疑惑又は不信を招くような行為をしてはならない。

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1)研修の状況

職員研修体系の概要

四日市市人材育成基本方針に基づき、「市民の視点に立ち、自主・自立の精神で積極果敢に行動する職員」を育成するため、特に説明責任能力、専門能力、政策形成能力、対人能力及び経営感覚の能力開発や意識改革を人材育成の基本目標として研修を実施している。

自己啓発 通信教育助成、自主研究グループ活動に対する助成等

職場研修 各職場での研修（人権・同和問題、公務員倫理、待遇、業務棚卸等について）

階層別研修

- (1)新規採用職員研修 (2)新任係長級職員研修 (3)新任課長補佐級職員研修
(4)新任課長級職員研修 (5)一般職員 部研修 (6)一般職員 部研修
(7)準管理職候補者研修 (8)管理職候補者研修 (9)年齢別研修
(10)嘱託・臨時職員研修

特別(専門)研修

- (1)コーチング・トレーナー研修 (2)スキルアップ・問題解決能力研修
 (3)法律基礎研修 (4)メンタルヘルスリスナー研修 (5)政策法務研修
 (6)パソコン研修 (7)新所属長人事考課研修 (8)官民交流セミナー
 (9)コンピテンシー研修 (10)アカウンタビリティ能力養成研修
 (11)クレーム対応能力研修 (12)企業経営感覚養成研修
 (13)職場研修推進員全体研修 (14)男女共同参画推進員全体研修

派遣研修

- (1)人権・同和研修 (2)公務員倫理研修 (3)男女共同参画研修
 (4)自治大学校 (5)市町村職員中央研修所 (6)全国市町村国際文化研修所
 (7)三重県自治会館組合 (8)三重県市町村振興協会
 (9)三重県政策開発研修センター (10)四日市大学

職員研修実施状況

平成16年度の主な研修の実施状況は、次のとおりです。

研修名	講座数	のべ日数(日)	受講者数(人)
階層別研修	17	70.5	655
特別(専門)研修	13	43	911
派遣研修	23	370	58
自己啓発(通信教育等)	41	——	144

(2)勤務成績の評定の状況

職員の能力開発、人材育成及び昇任・昇格などの公正な人事異動等への反映を目的として職員の勤務評定を行っています。

評価対象者	全職員(医師医療職等は除く)		
	(一次評価者)	(二次評価者)	(最終評価者)
評価者	部長	-	助役
	次長(級)	-	部長
	課長	-	部長
	課長(級)	課長	部長
	課長補佐(級)	課長	-
	係長(級)	課長	-
	一般	課長	-
評価方法	管理職(課長級以上) 各職員自ら担当業務について設定した目標に対する達成度による勤務成績、その他情意及び能力で総合評価を行います。		
	その他の職員 所属長により、成績、情意、能力などを評価項目として人事評価を行います。		
評価期間	毎年4月1日から3月31日まで		

7 福祉及び利益の保護の状況

職員の心身の健康の確保、勤務意欲及び勤務能率の増進に資することを目的とした福利厚生事業を実施しています。

平成16年度には、次のような事業を行っています。

(1)労働安全衛生事業の状況

労働安全衛生法及び四日市市職員安全衛生管理規程に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の労働安全衛生事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
安全衛生管理の充実	安全衛生委員会を中心に安全衛生体制の充実に努めています。 メンタルヘルス対策として、こころの健康相談室を開設しています。 安全衛生の意識啓発のため、職場巡視、講演会の開催等を実施しています。 公務災害の削減に向け、事例の原因追求、防止策の検討を行っています。
職員の健康管理	年に1回全職員を対象に定期健康診断を実施しています。 業務上必要と認められる職員に対し、深夜業務従事者検診・清掃業務従事者検診・VDT作業従事者検診等を実施しています。
労働安全衛生事業の決算額	
11,553千円	

(2)互助会への補助金の状況

地方公務員法第42条に定められている職員の厚生制度(職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項)を職員の互助組織である四日市市職員共済会に実施させ、共済会に助成しています。

補助対象事業	事業の内容
共済給付金支給事業	職員の結婚、出産、職員の子女の入学、卒業、職員の親族の死亡等に対する給付金の支給に必要な経費の1/2を補助しています。
施設利用助成事業	職員が契約運動施設・宿泊施設等を利用した経費に対し助成する事業の経費について、1/2を補助しています。
文化体育関係事業	文化・体育クラブへの活動費、職員部対抗体育大会経費について1/2を補助しています。
健康管理事業	人間ドック費用助成事業に要した経費を補助しています。
その他	共済会運営のための事務に要する経費を補助しています。
補助金の決算額	
50,848千円	

(3)その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

(4)職員団体への便宜供与

- 組合数 2 団体
内 容 ・ 組合事務所の貸与（有償）
・ 各組合員給与からの組合費の控除

8 公平委員会の業務の状況

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況

H15年度末 継続件数	H16年度中 要求件数	H16年度中 処理件数	H16年度末 継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件

(2)不利益処分に関する不服申し立ての状況

H15年度末 継続件数	H16年度中 要求件数	H16年度中 処理件数	H16年度末 継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件